

令和元年10月23日
高知河川国道事務所

物部川と仁淀川の堤防除草の刈草ロールを 無料で提供いたします。 ～堤防の維持管理で発生した刈草をリサイクル～

高知河川国道事務所では、物部川と仁淀川において日常点検の実施や出水時・地震時の堤防異常を早期に発見し補修することにより、堤防の安全確保を目的として堤防の除草を行っています。

大量に発生する堤防除草の刈草ロールを周辺の住民の方々に有効活用していただくことで、コスト削減（処分費）及び資源の有効活用（リサイクル）を目的として無料で提供いたします。

- 時期：令和元年10月～12月末まで
- 場所：物部川・仁淀川の国管理区間（別紙参考資料）

- 申し込み先：
 - 物部川出張所 TEL088-863-2720
〒783-0091 南国市立田古番地 1347 番地 1
 - 仁淀川出張所 TEL088-894-2044
〒781-0301 高知市春野町弘岡上 1992 番地
- ※電話連絡は平日の 8:30～17:00



本施策は、四国圏広域地方計画【地域の自立的・持続的発展に向けた「資国」産業競争力強化プロジェクト】の取組に該当します。

【問い合わせ先】

国土交通省 四国地方整備局 高知河川国道事務所

電話 088-833-0111（代表）

副所長 おかぼやし 岡林 ふくよし 福好○河川管理課長 たにわき 谷脇 あきら 聡

○主な問い合わせ先

物部川と仁淀川の刈草ロールを無料で提供いたします。

●刈草の有効活用

高知河川国道事務所では、物部川と仁淀川において日常点検の実施や出水時・地震時の堤防異常を早期に発見し補修することにより、堤防の安全確保を目的として堤防の除草を行っています。

大量に発生する堤防除草の刈草ロールを周辺の住民の方々に有効活用していただくことで、コスト削減(処分費)及び資源の有効活用(リサイクル)を目的として無料で提供いたします。

●注意事項

- 1) 刈草ロール材は目的(堆肥、農作物の下草、酪農の餌等)以外の用途には利用せず、責任を持って適正に利用してください。また、転売、換金、返品等を行わないでください。
- 2) 積込・運搬については、刈草の提供を受ける方の負担においてお願いします。
- 3) 刈草ロール材の不法投棄、不法焼却および収集運搬時の過積載等を行わないでください。
- 4) 農家、畜産農家、酪農家・その他刈草の提供を受ける方において、用途に適しているか判断してください。
- 5) 刈草ロール材の利用に際し、万一事故等が発生したとしても、国土交通省は一切の責任を負えません。

●不適切な利用をした場合(違法行為)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、五年以下の懲役若しくは一千万円以下の罰金などの処罰が科される場合があります。

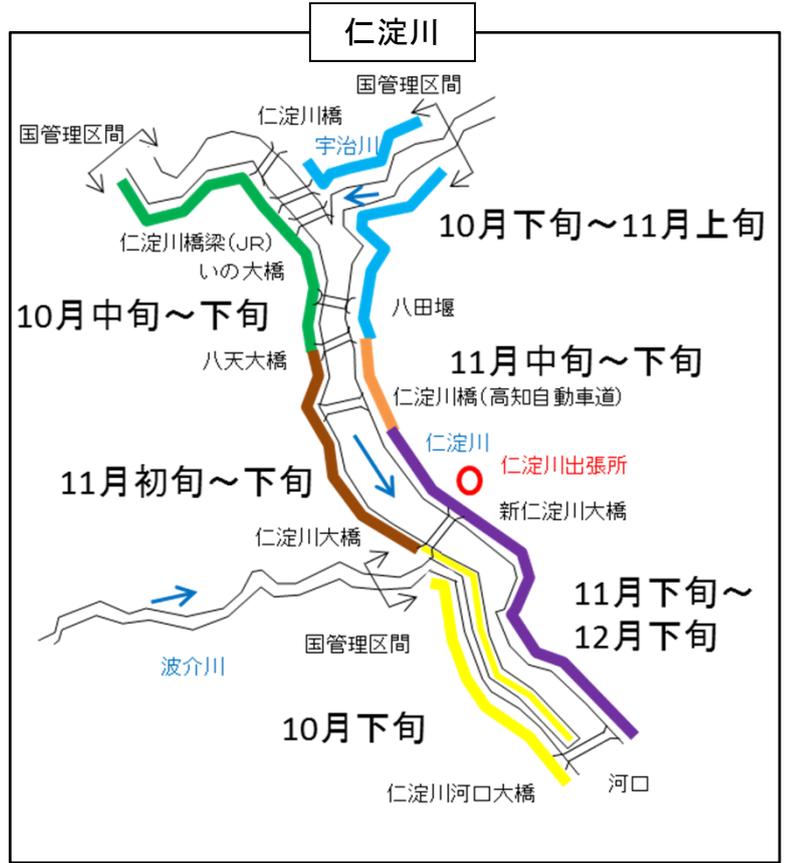
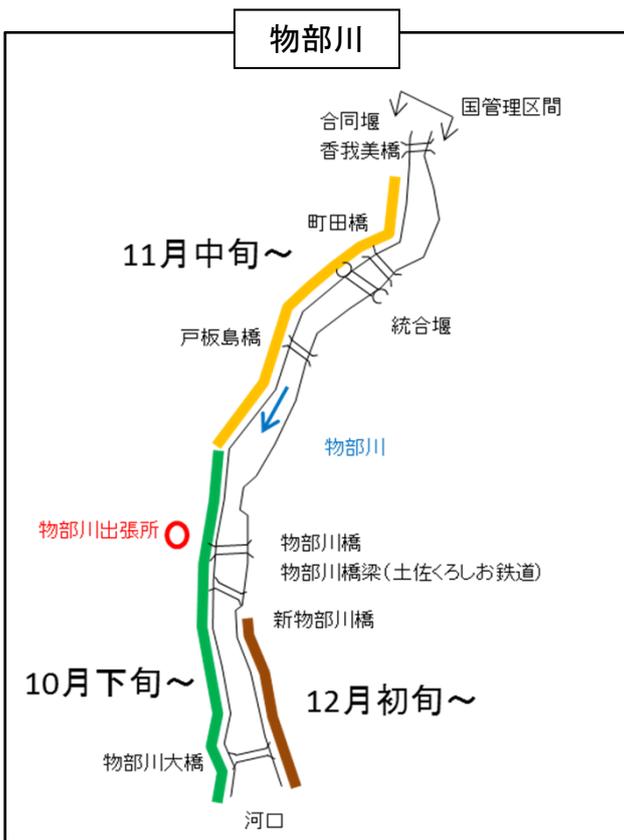
堤防除草



無料提供



●刈草ロール提供の時期と場所について



●ご利用の際の連絡先

刈草ロール材の申し出時、もしくは持ち帰りの際には、下記まで電話連絡をお願いいたします。お電話が繋がりましたら、「刈草のロール材について」とお話していただき、その際に、「お名前」、「ご住所」、「お電話番号」、「ご利用目的」、「持ち帰られるロールの数量」をお伝えください。
 ※電話連絡は、平日の8:30～17:00の間をお願いします。

■物部川出張所

TEL088-863-2720
 〒783-0091 南国市立田古番地1347番地1

■仁淀川出張所

TEL088-894-2044
 〒781-0301 高知市春野町弘岡上1992番地

